

右については解雇後一定期間は何等手續を要せずして、被保険者たる資格を確保すること。(現行法第十八條の修正)

三二

第三章 保 險 者

第二十二條規定の健康保険組合設立に付いては、政府は積極的にこれを助長し、第二十八條規定の趣旨に基づき認可の申請ありたるときは遅滞なく認可の手續をとるべき事。

第四章 保 險 給 付

一、給付範囲は大體に於て疾病、負傷、死亡、分娩とす(現行法第一條)

二、療養の程度問題

イ、完全醫療を爲すこと

ロ、入院轉地の必要あるものは迅速にこれを許可する事。(現行法第四十三條の修正)

ハ、家庭に於ける養護を許す事。(現行法第四十四條の修正)

ニ、同一疾病に對する給付期間百八十日の制限を相當延長する事。(現行法第四十七條の修正)

ホ、傷病手當金を増額する事。(現行法第四十五條の修正)

ヘ、私病に於ける傷病手當金の支給始期を事由發生の翌日よりとすること。(現行法第四十五條但書の修正)

ト、分娩料及埋葬料を増額する事。(現行法第四十九條及第五十條の修正)

第五章 費 用 負 擔

一、標準日給の算定を左の如くに改正すること。(現行法施行令第三條の修正)

一、二、三級を削除し、四級七十錢を以て最低日給とすること。尙これによつて生ずる保険料總額に對する不足額分は政府及事業主に於て分擔すべし。

二、保険料の現行分擔率の修正。(現行法第七十條及第七十二條の修正)

イ、健康保險法の實施により従來工場法に於て規定され居りし事業主の負擔額が實質的に軽減され居る事實に鑑み、現在健康保險法に於て事業主の負擔し居る總額を増加すべし。

ロ、労働者の健康を保護することは國家的乃至産業的に見て國家及社會の利益を増進する結果を招來する事に鑑み、政府は事業主と同額の保険料を支出すべし。

第六章 保 險 審 査 機 關

審議機關に労働組合代表者を参加せしむること(現行健康保險法施行令第六條の修正)

實施運用方法に對する希望

イ、醫師の選擇及變更については被保険者の意志を尊重する事。(健康保險施行規則第四十七條の修正)

ロ、實費診療所、低料診療所等に屬する醫師については、日本醫師會に屬せざる場合と雖も或る一定數以上の被保険者より申請ありたるときは、これを保險醫として認可する事。(施行規則第四十五條の修正)

ハ、診療及入院等の場合に於て被保険者と一般患者との間に差別待遇を爲さざるやう保險醫の取り締りを嚴重にする事。

(施行規則に新條を加ふる事)

ニ、保險醫は被保険者に對して實質以上に傷病を重く診察し、適當の手術費及治療費を要求する傾向あり。嚴重に取り締る事

三三